

10月から 児童手当の制度が 改正 されます

●改正点

所得制限が なくなります。

支給対象児童を 高校生年代までに 延長

第3子からの 支給額が 増えます (月額3万円)

第1子、第2子、第3子の 考え方の 変更

支給回数が 年6回に 変更

※申請が 必要な可能性が ある人には 市から 案内が 届きます。

一次締切は 10月31日(木)まで

初回支給(10月から11月分)は 12月の予定

詳しくは 市のウェブサイトから

www.city.shizuoka.lg.jp/s2873/s009123.html

問い合わせ

児童手当制度改正事務局 ☎ 354-2370 担当:子ども家庭課 ☎ 354-2649

児童扶養手当のお知らせ

7月から8月分の児童扶養手当を 9月11日(水)に 振り込みます。

現況届を 出していない人など 振込みが 決まっていない人には 振り込みが できません。

一部支給停止適用除外事由届出書を 出していない人は お金の半分を 振り込めないことが あります。

問い合わせ

各区子育て支援課 (葵区 ☎ 221-1093 駿河区 ☎ 202-5815)

清水区 ☎ 354-2120 蒲原出張所 ☎ 385-7790)



静岡市国際交流課が
やさしい日本語にしました。